

東京電力(株) 福島第二原子力発電所

平成24年度 不適合管理委員会報告情報(平成24年10月 2日(火)分)

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。
法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成24年10月 2日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 I :	該当なし
区分 II :	該当なし
区分 III :	該当なし
その他 :	該当なし